

第12回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月11日（月）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員 19名
欠席委員 0名
4. 議事日程 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
事務局長代理 後藤 行志
係長 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長	挨拶
議長	只今から第12回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に6番 安達 英二委員、7番 後藤 操委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上8件、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	では地元委員の説明をお願いします。
8番	農地法第3条の規定による許可申請について8番が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で耕作ができないということで、譲受人の知人に譲り渡すということです。所有権移転売買となっております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。 番号2について譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は遠方に住んでおられ、譲受人の方に受けてもらいたいということで、場所的には■■■■の下で■■■■の前の住宅の上になるところです。所有権移転売買となっております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
10番	議案第1号3番について10番が説明いたします。譲受人、譲渡人は記載のとおりで

	<p>す。譲受人と譲渡人は親子関係であります。親子間の贈与となります。所有権移転贈与です。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
14番	<p>それでは議案第1号4・5・6番について14番が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。4番について説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所有権移転贈与です。5番について説明致します。これも同じく記載のとおりで所有権移転売買です。6番も同じく売買となっております。ご審議の方よろしくお願ひします。</p>
18番	<p>議案第1号番号7について18番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人並びに申請土地の状況は議案書記載のとおりです。この度お互いの同意の下に所有権移転売買されることになりました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
12番	<p>議案第1号8番につきまして12番が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。譲渡人、譲受人は親子関係でありまして、譲渡人の方が高齢で、譲受人が実際には農作業をしているということで、元気なうちに贈与をしたいということで申請があがっております。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p>
6番	<p>ひとつ質問いいですか。議案1番でございますが、買われる方、■■■■市の方で通作をされるということと思いますが、もともと■■■■反ほど耕作をされていますが何を植えられているのか、その辺り事務局にお尋ねします。</p>
事務局	<p>こちらの方は、水稻を植えたいということでご連絡がありました。ゆくゆくは南阿蘇に引っ越して農業をしたいというお気持ちだったようですので、この案件に関しましては問題はないものと思っております。</p>
6番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にないようでしたら採決に入ります。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>別添議案書を基に朗読 以上6件、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>では地元委員の説明をお願いいたします。</p>

<p>3 番</p> <p>1 2 番</p> <p>9 番</p> <p>1 9 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案 2 号 1 番につきまして 3 番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は親子関係でありまして、今度、使用貸借権設定移転となっております。親の元で生活をしたいということで、場所は■■■■の南側の■■■■の中の一部となっております。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 2 号 2 番につきまして 1 2 番が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人は■■■■をされておりまして、この震災後にダンプや積載車などの車が増えまして、これまでは自宅の敷地内に駐車していましたが、スペースが無くなりまして、隣の家解体がありまして、そこが更地になりましてそこをお借りされて駐車されておりまして。しかし隣の家の子息さんが家をぼちぼち建てようかということで、別の土地を探しておられまして話を進めておりましたならば自宅の隣に隣接する土地との話がつきまして、駐車場又資材置き場の申請があがっております。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>3 番につきまして 9 番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。親子関係でございまして、震災にあわれまして家を建て直そうということで申請があがっております。農家住宅の方が■■■■㎡ということで、元の住宅の北側が地盤が震災によりましてやわいと言うことで■■■■ほどずれ込んでおります。そのために農地のほうに■■■■㎡くいこんでおります。また農業用倉庫につきましては、現在出来上がっておりますけれども■■■■㎡農地にくいこんでいたということで、始末書添付になっております。給排水等も問題はございません。審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 2 号 4, 5, 6 につきまして、1 9 番がご説明申し上げます。番号 4, 5, 6 は同じ案件ですのでまとめてご説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況はそれぞれ記載のとおりです。申請地は■■■■から南東へ■■■■m の位置にあります。まずこの地は 1 0 ha 以上の農地が集約的に存在する第一種農地となっておりますが、2 軒以上の集落に接続されて建てられる災害公営住宅のため問題はないものと思われます。また給排水計画も調整されておりこの点も問題はないものと思われますのでご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、採決に移ります。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして議案第 3 号農業経営基盤強化促進法の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>

事務局	<p>別添議案書を基に朗読 以上新規案件15件、再設定4件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>では6番の案件が、■■■■番委員の案件ですので、先に審議します。■■■■番委員は退席を願ひします。 では6番について地元委員の説明を願ひします。</p>
16番	<p>議案第3号6番につきまして、16番が説明致します。譲渡人、譲受人、並びに申請地は記載のとおりです。譲受人の農地が地震によって機械でまだ耕作されないために、3年の賃借権設定が行われることになりました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>では審議に入ります。</p>
(異議なし)	
議長	<p>では意義がない方は挙手を願ひします。</p>
(全員挙手)	
議長	<p>全員賛成と認め、議案第3号6番については原案どおり可決します。</p>
議長	<p>では1番から地元委員の説明を願ひします。</p>
8番	<p>議案第3号1番について8番が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は■■■■でなかなか耕作できないということで近くの人に頼んで耕作してもらおうということで話ができましたので賃借権設定1年となっております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
6番	<p>2番につきまして6番が説明申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりでございます。譲渡人の方につきましては高齢のためもう耕作ができないということで近くの担い手農家の方に管理を願ひしたいということで申請があがっております。基盤強化法賃借権設定5年でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
5番	<p>議案第3号3番について5番が説明します。申請者は記載のとおりです。今回譲渡人が耕作する事が難しいことと、譲受人は■■■■頭ほどの牛を飼っており経営する畜舎に近く便利が良いため話がまとまり今回の申請となりました。今回の申請場所は■■■■の■■■■沿いの農地となります。以上、審議の程よろしくお願ひします。</p>
16番	<p>議案3号4番5番につきまして、16番が説明致します。4番の譲渡人、譲受人、並びに申請地は記載のとおりです。譲受人の農地がやはり地震によって被害で耕作されないために3年の賃借権設定が行われることになりました。ご審議よろしくお願ひします。 また、5番の譲渡人、譲受人、並びに申請地は記載のとおりです。ここは以前から飼料作物を作られていまして、親戚である畜産農家の譲受人との間で5年の使用賃借権設</p>

	<p>定が行われることになりました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
14番	<p>つづきまして、議案第3号7番について14番が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人が農地の管理ができないということで、譲受人に貸すということになります。賃借権設定5年です。よろしく申し上げます。</p>
18番	<p>議案第3号番号8について、18番がご説明いたします。譲受人は震災による災害復旧の遅れで本年度も自己所有農地での水稻作付ができないため、譲渡人との間で1年間の賃借権設定が行われることになりました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第3号13番から19番につきまして事務局よりご説明申し上げます。13番、14番につきましては同一世帯ですが、所有者が違いますのでこのような表記になっております。相手方につきましては記載のとおりとなっております、実際耕作が難しいということで譲受人に出されて、また担い手農家に賃借権設定10年が申請されております。</p> <p>また15番につきましては、申請者記載のとおりです。譲受人はまた同じところですので、中間管理機構をとおしまして、また担い手の方に行く案件となっております。</p> <p>16番につきましては、申請者（譲渡人）記載のとおりです。申請者につきましては、またこちらも中間管理機構をとおした事業となっております。こちらの農地も近くの農業者にいくこととなっております。</p> <p>また17番、こちらにつきましても記載のとおりでございます。こちらも中間管理機構をとおしまして近くの担い手の方に行く案件となっております。</p> <p>18番につきましても記載のとおりです。こちらにつきましても中間管理機構をとおしまして担い手、こちらは法人の方に行く案件となっております。</p> <p>19番につきましても申請者（譲渡人）記載のとおりです。こちらにつきましても農地中間管理事業をとおしまして、担い手こちらも法人に行く予定となっております。ご審議の程よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>では議案第3号経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
g i 長	<p>以上で議案の審議は終了しましたが、7月総会の日程を決めたいと思います。7月10日火曜日でよろしいですか？</p> <p>では7月10日火曜日10時から行います。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
事務局	<p>事務局からご連絡申し上げます。</p> <p>毎月の活動記録簿の提出をお願いいたします。また、前回話しましたように、農業委</p>

議長	<p>員会（村）で購入する予定となっておりますスライドモアの見積書を三社とらせていただいております。2台購入を今後進めていきたいと思っております。また、デモンストレーションにつきましても一応6月の後半を予定しております。そちらにつきましては、文書を皆様と最適化委員さんに送らせていただいて、現場を見ていただいでご確認の程をいただければと思います。使用料の算定については、デモを見ていただいで決めさせていただきます。条例を臨時議会もしくは通常議会に上程させていただきますから本格的な運用を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上他にないようでしたら、12回農業委員会総会を終了いたします。</p>
----	---

議事録署名者

6番 安達 英二

7番 後藤 操